

報 告 資 料

| | ページ |
|--------------------------|-----|
| ○ 職員の懲戒処分について | |
| 令和4年度職員の懲戒処分者数 | 1 |
| 市長事務部局 | 2 |
| 教育委員会 | 3 |

(全 市)

(単位:人)

| 区 分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合 計 |
|---------------------------|----|----|----|----|-----|
| 給与・任用に関する不正 (手当の不正受給等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 服務規律違反 (欠勤等) | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 一般非行 (暴行・窃盗・わいせつ等) | 1 | 1 | 1 | 4 | 7 |
| 不適正な事務処理 (収賄・公金横領等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道路交通法違反 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 上司の管理監督責任 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 合 計 | 6 | 2 | 1 | 6 | 15 |

令和4年度の職員の懲戒処分【市長事務部局】

1 件数

(単位：人)

| 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|----|----|----|----|----|
| 3 | 2 | 0 | 0 | 5 |

2 概要（主なもの）

(1) 令和4年12月27日 城南区課長による職員の違反建築物の所有及び指導に対する不適切な対応

自宅建物について、建築基準法などに違反する増築を行い、そのことについて住宅都市局から指導を受けたにもかかわらず、不適切な対応を行ったもの。

（ 本人：減給（1/10）1月
管理監督者：なし ）

令和4年度の職員の懲戒処分【教育委員会】

1 件数

(単位：人)

| 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|----|----|----|----|----|
| 3 | 0 | 1 | 6 | 10 |

2 概要(主なもの)

(1) 令和4年6月2日 小学校教諭による酒気帯び運転

令和4年5月8日(日)19時30分頃から翌9日(月)2時頃まで、友人6名と早良区の飲食店2店で飲食した際、ビールとハイボールを中ジョッキで4杯ずつ、缶チューハイ3本を飲酒した。その後、自家用車をとめていた早良区藤崎の駐車場まで徒歩で移動し、2時40分頃から、帰宅のため自家用車を運転した。

2時50分頃、早良区室見を走行中、警察に呼び止められ、呼気検査の結果、呼気1リットル当たり0.78ミリグラムのアルコールが検出され、3時21分、酒気帯び運転により現行犯逮捕された。

〔 本人：懲戒免職
管理監督者：口頭訓戒4人 〕

(2) 令和4年8月12日 小学校教頭による盗撮

令和4年5月22日(日)午後1時頃、福岡市博多区の商業施設において、女性の横からスカート内を、スマートフォンの動画機能により盗撮した。これにより、福岡県迷惑行為防止条例違反(卑わいな行為等の禁止)の容疑で、7月4日(月)に書類送検された。

〔 本人：懲戒免職
管理監督者：文書訓戒1人 〕

(3) 令和4年12月27日 中学校教諭による福岡県迷惑行為防止条例違反等

令和3年10月21日(木)及び同月25日(月)の朝、福岡市中央区のコンビニエンスストアで、同年12月12日(日)の夜、福岡市南区のドラッグストアで、女性店員に対して卑わいな言動をした。また、令和4年2月6日(日)及び3月6日(日)、勤務校の部室に正当な理由なく侵入した。

卑わいな言動について、令和4年10月24日(月)に福岡県迷惑行為防止条例違反(卑わいな行為等の禁止)の容疑で、侵入について、同月27日(木)に建造物侵入罪の容疑で、福岡県警察に逮捕された。

〔 本 人：懲戒免職
管理監督者：口頭訓戒1人 〕

(4) 令和5年3月31日 部活動指導員による酒気帯び運転

令和5年2月27日(月)20時頃から23時30分頃にかけて、糟屋郡志免町の飲食店で、ビールとハイボールを2杯ずつ飲酒した。

飲食店を出た後、運転代行業者を呼ぶも、指定場所を誤って伝えたため、23時45分頃、自家用車を運転して指定場所まで移動を始め、23時50分過ぎ、志免町南里の交差点を右折した際、横断歩道を自転車で渡っていた男性をはね、左足打撲の怪我を負わせた。

その後の呼気検査により、呼気1リットル当たり0.35ミリグラムのアルコールが検出され、2月28日(火)1時頃、酒気帯び運転と過失運転致傷の容疑で、現行犯逮捕された。

〔 本 人：懲戒免職
管理監督者：なし 〕